介護タクシーのあり方
全国を見る

近年、過疎化の進行や少子高齢化の進展により、地域の構造も大きく変化しつ つある中で、身体障害者や要介護者（要支援者）等、移動制約者の福祉輸送サービスに対するニ ーズ（福祉輸送ニーズ）も急増し、また多様化しており、地域のニーズに的確に対応し た福祉タクシー等の福祉輸送サービスの確実な提供が求められている

介護タクシーのあり方

目次

表紙　P-1

目次　P-2

全国の推移　P-3

全国の高齢者の推移　P-4

全国の要介護者•要支援者の推移　P-5

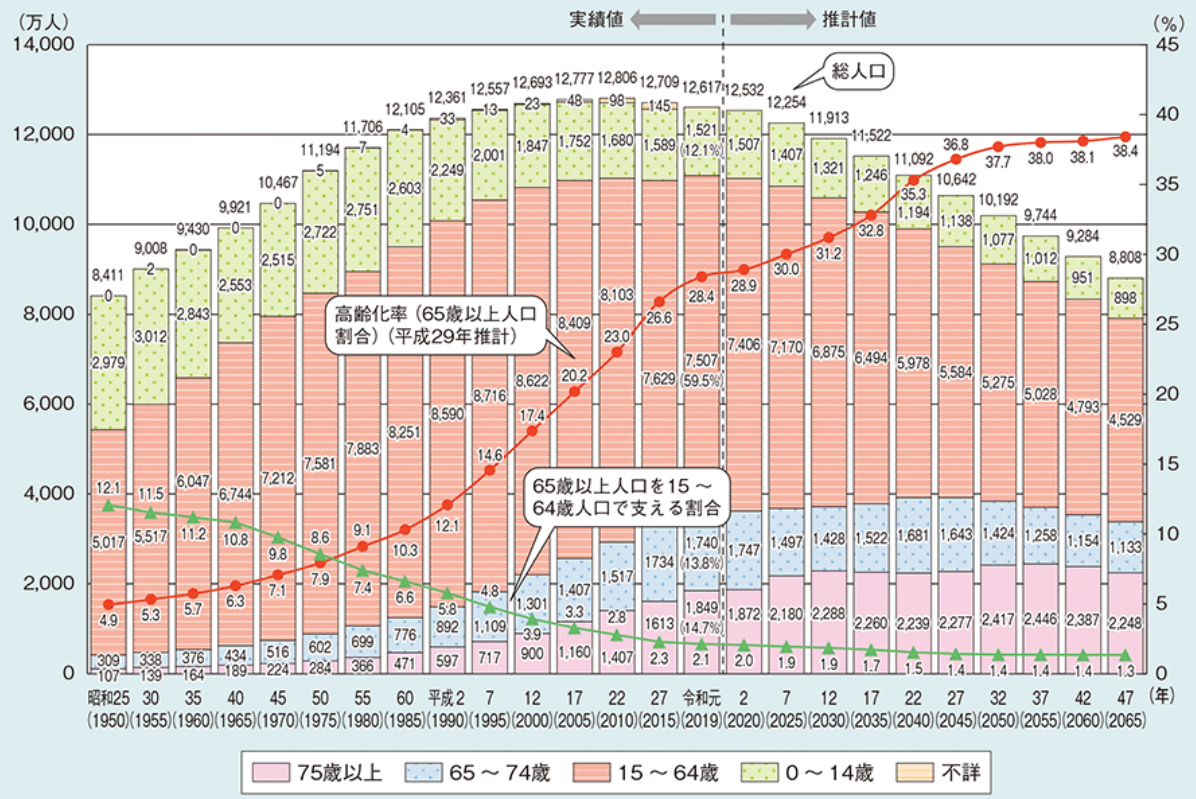
全国の福祉タクシーの推移　P-6

全国の車種別車輌数　P-7

介護タクシーのあり方

全国の高齢者の推移

図１－１－１　高齢化の推移と将来推計



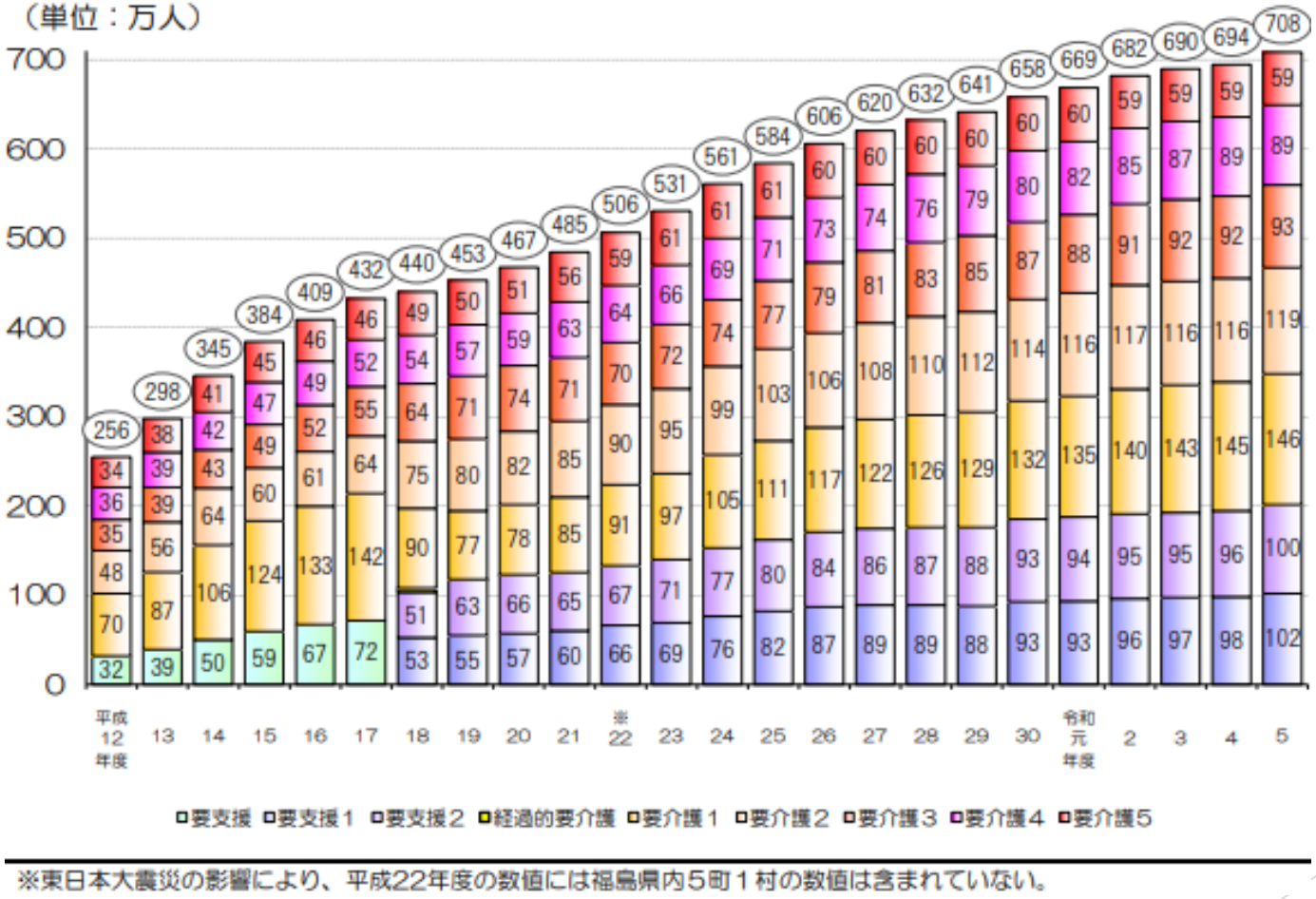
資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2019年は総務省「人口推計」（令和元年10月1日確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。
（注1）2019年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査　年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。ただし、1950年及び1955年において割合を算出する際には、（注2）における沖縄県の一部の人口を不詳には含めないものとする。
（注2）沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び昭和30年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）は65～74歳、75歳以上の人口から除き、不詳に含めている。
（注3）将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

3

内閣府

介護タクシーのあり方

全国の要介護者•要支援者の推移

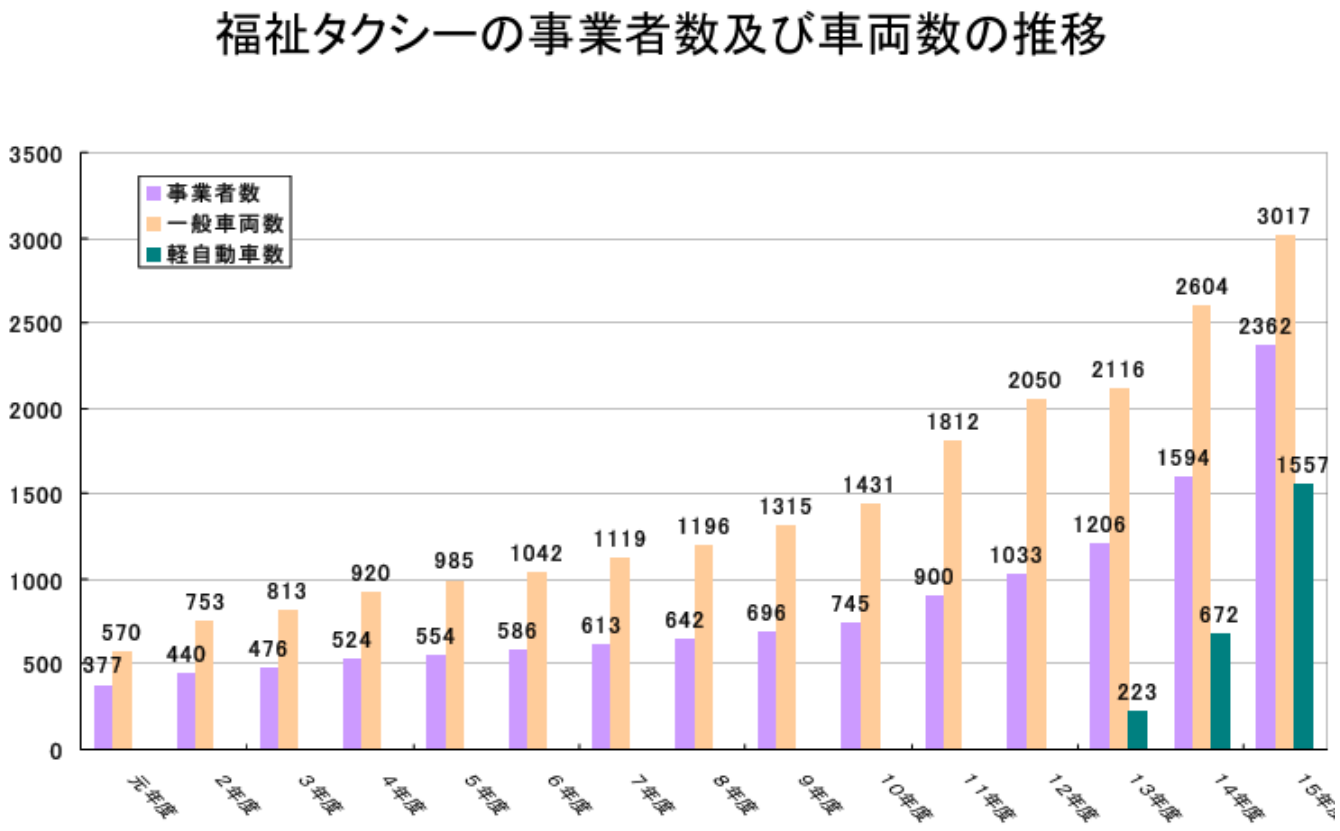


※東日本大震災の影響により、平成22年度の数値には福島県内５町１村の数値は含まれていない。

石田まさひろ政策研究会

介護タクシーのあり方

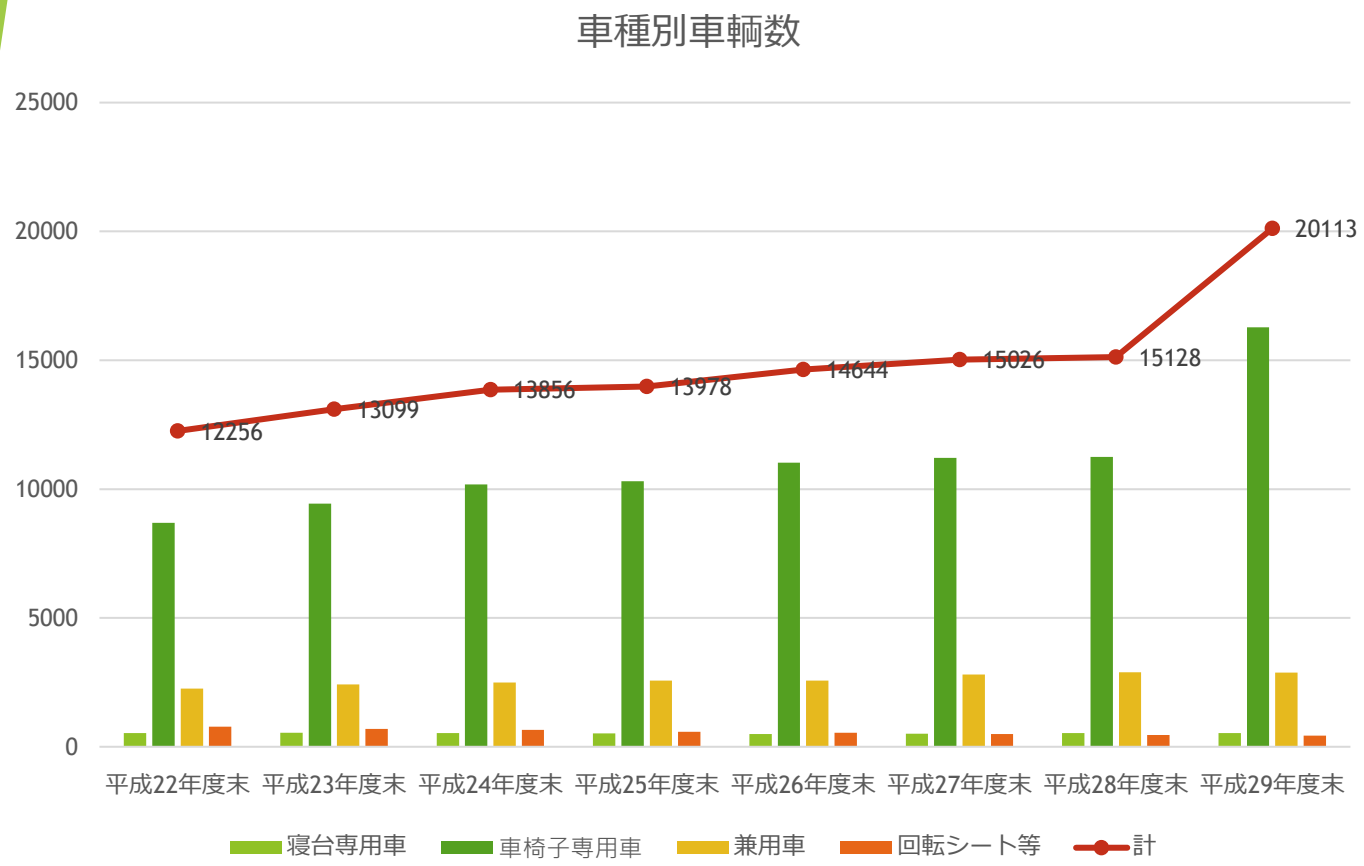
全国の福祉タクシーの推移



国土交通省

介護タクシーのあり方

全国の車種別車輌数



（単位：台）

区分	寝台専用車	車椅子専用車	兼用車	回転シート等	計
平成22年度末	526 (19)	8,696 (4,416)	2,259 (110)	775 (170)	12,256 (4,715)
平成23年度末	549 (28)	9,437 (4,899)	2,417 (110)	696 (167)	13,099 (5,204)
平成24年度末	534 (31)	10,177 (5,286)	2,493 (83)	652 (146)	13,856 (5,546)
平成25年度末	520 (38)	10,304 (5,351)	2,572 (88)	582 (148)	13,978 (5,625)
平成26年度末	499 (42)	11,032 (5,515)	2,568 (75)	545 (133)	14,644 (5,765)
平成27年度末	507 (52)	11,212 (5,660)	2,810 (115)	497 (124)	15,026 (5,951)
平成28年度末	526 (56)	11,253 (5,620)	2,889 (101)	460 (119)	15,128 (5,896)
平成29年度末	530 (64)	16,277 (5,404)	2,876 (114)	430 (116)	20,113 (5,698)

（注1） （ ）内は軽自動車で、内数である。
（注2） 「寝台専用車」は、寝台を使用している者のみを輸送することができる車両のことをいう。
（注3） 「車椅子専用車」は、車椅子使用者のみを輸送することができる車両のことをいう。
（注4） 「兼用車」は、寝台を使用している者及び車椅子使用者のいずれも輸送することができる車両のことをいう。
（注5） 「回転シート等」は、座席が回転等することにより、高齢者、障害者等が円滑に乗降することが可能な車両のことをいう。
（注6） 本集計の車両数については、基本方針の対象となる福祉タクシー車両についてのみ計上している。

国土交通省